機２　完２　可２

法務省民二第２５２８号
平成２２年１０月８日

法　務　局　長　殿
地方法務局長　殿

法務省民事局民事第二課長

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法附則第３条第１項の規定に基づく権利の承継に係る不動産登記事務の取扱いについて（依命通知）

標記について，独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機理事長から民事局長あて別紙甲号のとおり照会があり，別紙乙号のとおり回答がされましたので，この旨貴管下登記官に周知方お取り計らい願います。

別紙甲号

機構発第０９２９００１号
平成２２年９月２９日

法務省民事局長　原　　優　殿

独立行政法人
年金・健康保険福祉施設整理機構
理事長　水島　藤一郎

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法附則第３条第１項の規定に基づく権利の承継に係る不動産登記事務の取扱いについて（照会）

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法（平成１７年法律第７１号。以下「機構法」という。）及び独立行政法人通則法（平成１１年法律第１０３号。以下「通則法」という。）の定めるところにより、平成１７年１０月１日に設立された独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構（以下「機構」という。）は、機構法附則第２条第１項及び第３条第１項並びに独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法施行令（平成１７年政令第２７９号。以下「機構法施行令」という。）第９条第１号及び第１２条第１項の規定により、旧社会保険庁の所属に属する土地及び建物のうち厚生労働大臣が財務大臣と協議して指定するものに関する権利及び義務を承継しています。

これに伴い、厚生労働省から機構への権利の承継に係る所有権の移転の登記（以下「承継登記」という。）及び所有権の保存の登記（以下「保存登記」という。）の嘱託について、下記のとおり取扱うこととしたいと考えておりますが、登記手続上差し支えないか照会します。

なお、差し支えない場合は、貴管下法務局及び地方法務局の登記官にその旨周知方よろしくお願いします。

記

１　機構法施行令第３条第１項第９号の規定により、機構を国の行政機関とみなして、不動産登記法（平成１６年法律第１２３号）第１６条、第１１６条及び第１１７条の規定を準用することとされていることから、機構が単独で承継登記の嘱託をすることができる。

法務省
22.9.30
第1353号

2　機構が承継する土地及び建物の保存登記を嘱託する場合に、表題部の所有者が「厚生省」となっているときは、機構は不動産登記法第７４条第１項第１号に定める一般承継人であることから、嘱託情報とともにその承継を証する情報を提供して機構が当該保存登記の嘱託をすることができる。

3　機構が承継する土地及び建物の所有権の登記名義人が「厚生省」となっている場合であっても、登記名義人の表示の変更の登記をすることなく、機構が承継登記の嘱託をすることができる。

4　機構の名称は、機構法第２条の規定により定められ、通則法第１０条の規定により、独立行政法人という文字の使用が制限されているため、その名称により機構を特定することができることから、承継登記及び保存登記の嘱託をする場合に、その嘱託情報とともに提供すべき機構の住所を証する情報の提供は省略することができる。

5　機構法施行令第３条第１項第１０号の規定により、機構を国の行政機関とみなして、不動産登記令（平成１６年政令第３７９号）第７条第２項の規定を準用することとされていることから、承継登記及び保存登記の嘱託をする場合に、その嘱託情報とともに提供すべき機構の代表者の資格を証する情報を省略することができる。

6　機構の理事長は、機構法第１２条の規定により刑法その他の罰則の適用については公務員とみなされ、制度上、真正な書類を作成する義務を負わされていることから、登記原因証明情報及び承継を証する情報を単独で作成することができる。

7　機構が承継登記及び保存登記（表題部の所有者が「独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構」となっている場合を除く。）の嘱託をする場合の嘱託情報並びに登記原因証明情報及び承継を証する情報は、それぞれ、別添１及び別添２によるものとする。

8　機構が保存登記（表題部の所有者が「独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構」となっている場合に限る。）の嘱託をする場合の嘱託情報は、別添３によるものとする。

別添１

登記嘱託書　兼　登記原因証明情報

登記の目的　所有権移転

原　　因　平成○○年○○月○○日独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法附則第３条第１項による承継

権利承継者　（被承継者　厚生労働省）
千葉県船橋市海神町西一丁目１０４２番地２
独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構

□ 登記識別情報の提供を希望しません。【注１】

平成○○年○○月○○日嘱託　○○（地方）法務局　○○支局（出張所）

嘱　託　者　千葉県船橋市海神町西一丁目１０４２番地２
独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構
理事長　水　島　　藤　一　郎
連絡先の電話番号　○○－○○○○－○○○○
担当者　管理部管理課　○○

登録免許税　登録免許税法第４条第１項別表第２により非課税

不動産の表示
不動産番号　○○○○○○○○○○○○○【注２】
所　　在　○○市○○町○丁目
地　　番　○番○
地　　目　○○
地　　積　○○・○○平方メートル

登記原因証明情報

１　独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構（以下「機構」という。）は、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法（以下「機構法」という。）に基づき、平成１７年１０月１日に成立した。

２　厚生労働大臣は、機構法附則第３条第１項及び独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法施行令（以下「機構法施行令」という。）第１２条第１項の規定に基づき、上記不動産の表示欄に記載した不動産について、財務大臣と協議し、平成○○年○○月○○日に機構法第３条の施設として定めた。

3　よって、平成〇〇年〇〇月〇〇日をもって、上記不動産の表示欄に記載した不動産は、機構法附則第３条第１項及び機構法施行令第１２条第１項の規定により、機構に承継された。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

上記の登記原因のとおり相違ありません。

被承継者　厚生労働省

権利承継者　千葉県船橋市海神町西一丁目１０４２番地２
独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構
理事長　水　島　　藤一郎

【注１】　登記識別情報の通知を希望しない場合には□にチェックする（不動産登記規則第６４条第２項）。

【注２】　不動産番号を記載した場合は、所在、地番、地目及び地積の記載を省略することができる（不動産登記令第６条）。

別添２

登記嘱託書　兼　承継を証する情報

登記の目的　所有権保存

所　有　者　（被承継者　厚生労働省）
千葉県船橋市海神町西一丁目１０４２番地２
独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構

□ 登記識別情報の提供を希望しません。【注１】

平成〇〇年〇〇月〇〇日不動産登記法第７４条第１項第１号嘱託
〇〇（地方）法務局　〇〇支局（出張所）

嘱　託　者　千葉県船橋市海神町西一丁目１０４２番地２
独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構
理事長　水　島　　藤　一　郎
連絡先の電話番号　〇〇－〇〇〇〇－〇〇〇〇
担当者　管理部管理課　〇〇

登録免許税　登録免許税法第４条第１項別表第２により非課税

不動産の表示
不動産番号　〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇【注２】
所　　在　〇〇市〇〇町〇丁目
地　　番　〇番〇
地　　目　〇〇
地　　積　〇〇・〇〇平方メートル

承継を証する情報

１　独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構（以下「機構」という。）は、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法（以下「機構法」という。）に基づき、平成１７年１０月１日に成立した。

２　厚生労働大臣は、機構法附則第３条第１項及び独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法施行令（以下「機構法施行令」という。）第１２条第１項の規定に基づき、上記不動産の表示欄に記載した不動産について、財務大臣と協議し、平成〇〇年〇〇月〇〇日に機構法第３条の施設として定めた。

３　よって、平成〇〇年〇〇月〇〇日をもって、上記不動産の表示欄に記載した不動産は、機構法附則第３条第１項及び機構法施行令第１２条第１項の規定により、機構に承継さ

れた。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

上記のとおり相違ありません。

被承継者　厚生労働省

権利承継者　千葉県船橋市海神町西一丁目１０４２番地２

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構

理事長　水　島　　藤一郎

【注１】　登記識別情報の通知を希望しない場合には□にチェックする（不動産登記規則第６４条第２項）。

【注２】　不動産番号を記載した場合は、所在、地番、地目及び地積の記載を省略することができる（不動産登記令第６条）。

別添３

登記嘱託書

登記の目的　所有権保存

所　有　者　千葉県船橋市海神町西一丁目１０４２番地２
　　独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構

□ 登記識別情報の提供を希望しません。【注１】

平成〇〇年〇〇月〇〇日不動産登記法第７４条第１項第１号嘱託
　〇〇（地方）法務局　〇〇支局（出張所）

嘱　託　者　千葉県船橋市海神町西一丁目１０４２番地２
　　独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構
　　理事長　水　島　　藤　一　郎
　　連絡先の電話番号　〇〇－〇〇〇〇－〇〇〇〇
　　担当者　管理部管理課　〇〇

登録免許税　登録免許税法第４条第１項別表第２により非課税

不動産の表示
　不動産番号　〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇【注２】
　所　　在　〇〇市〇〇町〇丁目
　地　　番　〇番〇
　地　　目　〇〇
　地　　積　〇〇・〇〇平方メートル

【注１】　登記識別情報の通知を希望しない場合には□にチェックする（不動産登記規則第６４条第２項）。
【注２】　不動産番号を記載した場合は、所在、地番、地目及び地積の記載を省略することができる（不動産登記令第６条）。

別紙乙号

機２　完２　可２

法務省民二第２５２７号

平成２２年１０月８日

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構

理事長　水　島　藤一郎　殿

法務省民事局長　原　　優

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法附則第３条第１項の規定に基づく権利の承継に係る不動産登記事務の取扱いについて（回答）

本年９月２９日付け機構発第０９２９００１号をもって照会のありました標記の件については，貴見のとおり取り扱われて差し支えありません。

なお，この旨法務局長及び地方法務局長に通知しましたので，申し添えます。